

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 地域交流部 港湾課

法令名		佐賀県港湾管理条例			法令番号		昭和 4 7 年条例第 3 6 号	
手続名		監督処分			根拠条項		条例 1 8 条	
処分基準	1 次の各号のいずれかに該当する者に対して、佐賀県港湾管理条例（昭和 4 7 年佐賀県条例第 3 6 号。以下「条例」という。）に基づく許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は作業その他の行為の中止、貨物その他の物件の搬出、船舶の移動、工作物等の改築若しくは除去、作業その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置をとること若しくは港湾施設を原状に回復することを命ずる。 （1） 条例又は条例に基づく処分に違反した者 （2） 条例に基づく許可に付した条件に違反した者 （3） 偽りその他不正な手段により、条例に基づく許可を受けた者 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例に基づく許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずる。 （1） 許可に係る作業その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。 （2） 港湾工事のため、やむを得ない必要が生じたとき （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、港湾施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上必要があると認めたとき。 3 前 2 項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公示する。							
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	目次 No.	1～